

平成 28 年第 1 回 議会運営委員会

【日時】平成 28 年 2 月 16 日(火)午前 10 時

【場所】第 1 委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 第 1 回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

理事者側提出議案 60 件

ア 報告案件 3 件

イ 人事案件 3 件

ウ 条例案件 20 件

エ 一般案件 12 件

オ 予算案件 22 件

(2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3・4

ア 議案の取扱い

イ 報告案件、人事案件に対する質疑通告の提出期限（2/19（金）17 時）

(3) 議会議案検討委員会の設置について

資料 No. 5

(4) 第 1 回定例会の日程について

資料 No. 6

ア 定例会の日程

イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（2/22（月）正午）

一般質問通告（2/24（水）17 時）

(5) 一般質問の時間配分について

会派名	所定時間	質問者数	質問者名及び質問時間		
会派のぞみ	360 分	人	分	分	分
			分	分	分
			分	分	分
日本共産党	120 分	人	分	分	分
会派みらい	120 分	人	分	分	分
公明党	120 分	人	分	分	分
市民パワー	120 分	人	分	分	分

※開始時間 3 月 2 日（水）：午前 10 時、3 月 3 日（木）：午前 9 時

【裏面へ】

(6) 第2回定例会の日程(案)について

資料 No. 7

(7) 平成28年度議会日程(案)について

資料 No. 8

(8) 代表質問・一般質問におけるパネル使用について

資料 No. 9

(9) 議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組みについて

資料 No. 10

(10) 代表質問及び関連質問に関する検討について

資料 No. 11

(11) その他

当面の日程 いずれも午前9時から 第1委員会室

ア 3月2日(水) 中日議運

イ 3月18日(金) 閉会日議運

4 閉会

総括	
報告案件	3件
人事案件	3件
条例案件	20件
一般案件	12件
予算案件	22件
計	60件

案件の概要

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について） 【与党税制改正大綱を受けて総務省からなされた技術的助言に基づき、平成28年1月1日から使用する市税に係る申請書等の一部について個人番号の記載を不要とすること等に対応するため、条例の一部を改正したもの。】
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年10月13日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を21,600円と定め、平成27年12月21日に専決処分したもの。】
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年10月5日に発生した市道瑕疵による物的損害に係る賠償額を40,086円と定め、平成28年2月5日に専決処分したもの。】

議案第1号	公平委員会の委員の選任について 【公平委員2人の任期が平成28年3月31日をもって満了するので、後任の委員の選任について、議会の同意を求めるもの。】
議案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について 【固定資産評価審査委員1人の任期が平成28年5月13日をもって満了するので、後任の委員の選任について、議会の同意を求めるもの。】
議案第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 【人権擁護委員3人の任期が平成28年6月30日をもって満了するので、次期委員候補者を推薦するため、議会の意見を求めるもの。】

議案第4号	飯田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について 【行政不服審査法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第5号	飯田市行政不服審査会条例の制定について 【行政不服審査法の改正に伴い、審査請求事件に係る調査審議等を行う第三者機関を設置することについて必要な事項を規定するため、新たに条例を制定しようとするもの。】
議案第6号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 【人事院勧告に準じて職員等の給与、期末・勤勉手当等の支給率を改正し、及び地方公務員法等の改正に伴い等級別基準職務表を条例で規定する必要性が生じたことに対応するため、飯田市職員の給与に関する条例ほか4条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第7号	飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【行政不服審査法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第8号	飯田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について 【審議会の所掌事項に教育長の給与の額に関する事項を追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。】

- 議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【地方公務員災害補償法の改正に伴い、支給額の調整率を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第10号 飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【地方公務員法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第11号 飯田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【地方公務員法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第12号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
【法令の改正に伴い、新たに徴収することとなる手数料に係る規定を追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第13号 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
【地方税法の改正により徴収猶予その他の納税環境の整備に係る規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第14号 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【上久堅に地域振興住宅を新たに設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第15号 飯田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
【消費者安全法の改正に伴い、飯田市の消費生活センターの組織及び運営について必要な事項を規定するため、新たに条例を制定しようとするもの。】
- 議案第16号 飯田市デイサービスセンター条例及び飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスとして地域密着型通所介護を追加することに関し必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第17号 飯田市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
【飯田市上村保健センターを廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第18号 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
【行政不服審査法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第19号 飯田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
【平成28年度から平成32年度までを計画期間とする飯田市第11次消防力（消防団）整備計画の策定に伴い、必要な体制整備等を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第20号 飯田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
【多様な主体との連携、大規模災害に対応する体制構築等のため、防災会議の委員となる者の範囲を拡大することについて、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第21号 飯田市消防委員会条例及び飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
【行政不服審査法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第22号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
【学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理を行うため、飯田市考古資料館条例ほか4条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第23号 飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
【座光寺公民館の改修に伴い、施設の使用料等を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。】

- 議案第24号 新市建設計画の変更について
【平成17年度から平成27年度までを計画期間とする新市建設計画について、計画期間の延長その他所要の変更を行うため、議会の議決を求めるもの。】
- 議案第25号 飯田市過疎地域自立促進計画の変更について
【平成22年度から平成27年度までを計画期間とする飯田市過疎地域自立促進計画について、事業の追加を行うため、議会の議決を求めるもの。】
- 議案第26号 飯田市過疎地域自立促進計画の策定について
【平成28年度から平成32年度までを計画期間とする飯田市過疎地域自立促進計画を策定するため、議会の議決を求めるもの。】
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設）
【木沢地区活性化推進協議会を飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設の指定管理者として、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型モデル住宅）
【橋南まちづくり委員会を飯田市21世紀環境共生型モデル住宅の指定管理者として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（座光寺つどいの広場）
【おしゃべりサラダを座光寺つどいの広場の指定管理者として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市千代デイサービスセンター）
【社会福祉法人千代しゃくなげの会を飯田市千代デイサービスセンターの指定管理者として、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）
【株式会社上村振興公社を飯田市上村若者センターほか8施設の指定管理者として、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第32号 市道路線の認定について
【三遠南信自動車道関連の路線の認定 1路線】
- 議案第33号 市道路線の廃止について
【三遠南信自動車道関連の路線の廃止 2路線】
- 議案第34号 市道路線の変更について
【三遠南信自動車道関連の路線の変更 16路線】
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）
【上久堅地区まちづくり委員会を飯田市北田遺跡公園の指定管理者として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
-
- 議案第36号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45,725,267千円とする。】
- 議案第37号 平成27年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,585,417千円とする。】
- 議案第38号 平成27年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,253,503千円とする。】
- 議案第39号 平成27年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10,710,405千円とする。】

- 議案第40号 平成27年度飯田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
【歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,475千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,282,267千円とする。】
- 議案第41号 平成27年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
【収益的収入の予定額に159,302千円を追加する。】
- 議案第42号 平成27年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案
【収益的収入の予定額に2,500千円、収益的支出の予定額に8,000千円をそれぞれ追加する。】
- 議案第43号 平成27年度飯田市各財産区会計補正予算（第2号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39,475千円とする。】
- 議案第44号 平成28年度飯田市一般会計予算（案）
【予算総額44,300,000千円】
- 議案第45号 平成28年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
【事業勘定予算総額11,266,000千円 直営診療施設勘定予算総額5,300千円】
- 議案第46号 平成28年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
【予算総額1,272,000千円】
- 議案第47号 平成28年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
【予算総額10,673,400千円】
- 議案第48号 平成28年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
【予算総額20,200千円】
- 議案第49号 平成28年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
【予算総額71,500千円】
- 議案第50号 平成28年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
【予算総額23,700千円】
- 議案第51号 平成28年度飯田市簡易水道事業特別会計予算（案）
【予算総額150,000千円】
- 議案第52号 平成28年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
【予算総額693,000千円】
- 議案第53号 平成28年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）
【予算総額128,800千円】
- 議案第54号 平成28年度飯田市病院事業会計予算（案）
【収益的収入12,435,000千円 収益的支出12,708,000千円
資本的収入1,330,500千円 資本的支出2,813,502千円】
- 議案第55号 平成28年度飯田市水道事業会計予算（案）
【収益的収入2,120,400千円 収益的支出1,950,000千円
資本的収入523,600千円 資本的支出1,344,600千円】
- 議案第56号 平成28年度飯田市下水道事業会計予算（案）
【収益的収入4,776,900千円 収益的支出4,176,300千円
資本的収入1,274,700千円 資本的支出2,684,600千円】
- 議案第57号 平成28年度飯田市各財産区会計予算（案）
【予算総額43,004千円】
-

◎平成27年度一般会計補正予算(第6号)案について

1 補正額 1,174,729 千円

2 主な内容

- ・年金生活者等支援臨時福祉給付金事業 380,155 千円
- ・人件費(人事院勧告に伴う補正含む) 229,021 千円
- ・病院事業負担金 159,302 千円
- ・総合支援介護給付事業 103,521 千円
- ・リニア駅整備推進基金 200,000 千円
- ・情報セキュリティ対策 112,129 千円
- ・公営住宅整備事業 △100,000 千円

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
09 地方交付税	11,071,000	720,872	11,791,872	普通交付税
11 分担金及び負担金	854,374	10,138	864,512	一般廃棄物撤去原因者負担金 10,018
12 使用料及び手数料	556,162	13	556,175	通知カード・個人番号カード再交付手数料
13 国庫支出金	5,021,226	387,504	5,408,730	年金生活者等支援臨時福祉給付金 380,155 個人番号カード交付事業補助 22,894 保険基盤安定負担金 22,293 情報セキュリティ強化対策費補助金 13,250 社会資本整備(地域住宅支援) △51,861 社会資本整備(天龍峡地区) △15,760
14 県支出金	2,843,061	△ 58,956	2,784,105	6次産業化ネットワーク活動交付金 △67,508 子育て支援対策臨時特例交付金 △39,337 中山間地域農業直接支払事業交付金 △15,169 担い手確保・経営強化支援事業 28,595 保険基盤安定負担金 26,901 民間保育所負担金 6,330
15 財産収入	32,371	10,582	42,953	減債基金利子 2,975 リニア中央新幹線基金利子 2,900 庁舎建設基金利子 1,637
16 寄附金	21,418	58,113	79,531	ふるさと寄附金 45,000 社会福祉施設整備基金寄附金 10,403
19 諸収入	2,390,192	47,163	2,437,355	県市町村振興協会市町村交付金 41,904 消防団員等退職報償金 4,259
20 市債	4,561,200	△ 700	4,560,500	公営住宅建設事業 △47,100 合併特例事業 △34,100 公共事業等 △18,300 一般補助施設整備等事業 101,500
歳入合計	44,550,538	1,174,729	45,725,267	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
02 総務費	5,243,982	594,224	5,838,206	36,204	82,000	48,913	427,107	人件費 229,021 リニア基金積立 200,000 セキュリティ対策業務 117,422 ふるさと飯田応援隊 21,900 通知・個人番号カード 17,558 地域交流センター改修 13,608
03 民生費	14,428,958	472,638	14,901,596	362,946		1,070	108,622	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業 380,155 総合支援介護給付事業 103,521 介護保険繰出 27,088 民間保育所運営費 25,320 民間保育所施設整備事業 △70,807
04 衛生費	5,166,524	253,370	5,419,894	50,254		10,018	193,098	病院事業負担金 159,302 国保特会繰出金 72,644 一般廃棄物撤去業務 16,598 水道事業会計補助金 2,500
06 農林水産業費	1,341,665	△ 38,989	1,302,676	△ 54,082			15,093	6次産業化活動 △67,508 中山間地域直接支払 △20,622 担い手確保・経営強化支援 28,595 堆肥センター修繕 10,000
07 商工費	2,503,574	△ 72,179	2,431,395	△ 15,760	△ 17,300		△ 39,119	産業用地整備事業 △45,772 社会資本(天龍峡) △34,349 南信濃観光施設運営管理 3,020 国庫支出金返還 2,320
08 土木費	4,977,485	△ 100,000	4,877,485	△ 51,861	△ 65,400		17,261	二ツ山団地建設 △100,000 橋りょう長寿命化 △45,000 防災・安全交付金(道路整備) 45,000
09 消防費	1,314,691	4,121	1,318,812				4,259	消防団員退職報償金
10 教育費	3,702,715	37,759	3,740,474	847			1,640	人件費 32,001 公民館改修 2,763
11 災害復旧費	75,500	5,700	81,200				120	土木施設単独 4,800 農業施設等単独 900
13 諸支出金	266,000	18,085	284,085				18,085	0 社会福祉施設整備基金新規積立 10,403 利子積立金 7,682
歳出合計	44,550,538	1,174,729	45,725,267	328,548	△ 700	84,105	762,776	

資料番号
No. 2

平成28年飯田市議会第1回定例会
議案一覧表

2月23日上程分

◎ 報告議案 (3件)	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(飯田市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
報告第2号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第3号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

◎ 即決議案 (3件)	
議案第1号	公平委員会の委員の選任について
議案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

平成28年飯田市議会第1回定例会 付託議案一覧表

2月23日上程分

【分割付託分】

◎ 分割付託議案 (2件)	
議案第36号	平成27年度飯田市一般会計補正予算(第6号)案
議案第44号	平成28年度飯田市一般会計予算(案)

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (23件)	
議案第4号	飯田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	飯田市行政不服審査会条例の制定について
議案第6号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	飯田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	飯田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	飯田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
議案第19号	飯田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	飯田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	飯田市消防委員会条例及び飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	新市建設計画の変更について
議案第25号	飯田市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第26号	飯田市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設）
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型モデル住宅）
議案第49号	平成28年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第50号	平成28年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第53号	平成28年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）

◎ 社会文教委員会付託議案 (17件)	
議案第16号	飯田市デイサービスセンター条例及び飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	飯田市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第23号	飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（座光寺つどいの広場）
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）
議案第37号	平成27年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第38号	平成27年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
議案第39号	平成27年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第41号	平成27年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
議案第45号	平成28年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第46号	平成28年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第47号	平成28年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第52号	平成28年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第54号	平成28年度飯田市病院事業会計予算（案）

◎ 産業建設委員会付託議案 (12件)	
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市上村若者センター等)
議案第32号	市道路線の認定について
議案第33号	市道路線の廃止について
議案第34号	市道路線の変更について
議案第40号	平成27年度飯田市下水道事業特別会計補正予算 (第3号) 案
議案第42号	平成27年度飯田市水道事業会計補正予算 (第2号) 案
議案第43号	平成27年度飯田市各財産区会計補正予算 (第2号) 案
議案第48号	平成28年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算 (案)
議案第51号	平成28年度飯田市簡易水道事業特別会計予算 (案)
議案第55号	平成28年度飯田市水道事業会計予算 (案)
議案第56号	平成28年度飯田市下水道事業会計予算 (案)
議案第57号	平成28年度飯田市各財産区会計予算 (案)

議案第36号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	12
11 分担金及び負担金	2 負担金	4 衛生費負担金	12
12 使用料及び手数料	2 手数料	2 総務手数料	12
13 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	14
15 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	16
16 寄附金	1 寄附金	2 総務費寄附金	18
19 諸収入	5 雑入	1 雑入	20
20 市債	1 市債	2 総務債	20
		7 商工債	20
		8 土木債	22

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	24
		5 自治振興費	24
		6 自治振興センター費	24
		9 企画費	24
		10 人事管理費	24
		13 情報管理費	26
		15 地域交流センター費	26
	17 リニア推進事業費	26	
		3 戸籍住民基本台帳費	2 住民記録費
	4 選挙費	1 選挙管理委員会費	28
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費（関係分）	34
9 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	42
13 諸支出金	1 積立金	1 積立金	48

3 繰越明許費関係分

4 地方債補正

議案第36号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
付託表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	12
		4 衛生費国庫負担金	12
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	14
		4 衛生費国庫補助金	14
		10 教育費国庫補助金	14
	3 委託金	10 教育費委託金	14
	14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金
4 衛生費県負担金			16
2 県補助金		3 民生費県補助金	16
3 委託金		10 教育費委託金	16
16 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	18
		10 教育費寄附金	18
19 諸収入	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	20

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	3 障害者福祉費	28
		4 老人福祉費	28
		7 医療費給付費	28
		8 臨時福祉給付金給付費	28
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	30
		4 発達支援センター費	32
		5 民間保育所費	32
	3 生活保護費	2 福祉企業センター費	32
	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費
2 母子保健事業費			34
3 成人保健事業費			34
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	42
	2 小学校費	2 小学校教育振興費	44
	5 社会教育費	3 文化財保護費	44
		4 公民館費	44
		5 図書館費	46
		6 美術博物館費	46
	6 保健体育費	8 歴史研究所費	46
		2 社会体育施設費	48

3 繰越明許費関係分

議案第36号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
付託表

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	1 分担金	11 災害復旧費分担金	12
13 国庫支出金	2 国庫補助金	4 衛生費国庫補助金	14
		7 商工費国庫補助金	14
		8 土木費国庫補助金	14
14 県支出金	2 県補助金	4 衛生費県補助金	16
		6 農林水産業費県補助金	16

2 歳出

款	項	目	議案頁
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費（関係分）	34
		6 水道費	34
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	36
		2 農業総務費	36
		3 農政対策費	36
		4 農業振興費	36
		7 農地費	36
	2 林業費	3 森林公園費	38
	7 商工費	1 商工費	4 観光費
5 工業振興費			40
6 まちづくり推進費			40
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	40
		4 橋りょう維持費	40
	5 住宅費	3 住宅建設費	42
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	10 農林単独災害復旧事業費	48
	2 公共土木施設災害復旧費	10 土木施設単独災害復旧事業費	48

3 繰越明許費関係分

議案第44号 平成28年度飯田市一般会計予算（案）
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁	
1	市税		14	
2	地方譲与税		18	
3	利子割交付金		18	
4	配当割交付金		18	
5	株式等譲渡所得割交付金		18	
6	地方消費税交付金		20	
7	自動車取得税交付金		20	
8	地方特例交付金		20	
9	地方交付税		20	
10	交通安全対策特別交付金		20	
11	分担金及び負担金	2 負担金	2 総務費負担金	20
12	使用料及び手数料	1 使用料	2 総務費使用料	24
			4 衛生使用料（環境課分）	24
		2 手数料	2 総務手数料	28
			4 衛生手数料	30
	3 証紙収入		32	
13	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	36	
		9 消防費国庫補助金	42	
	3 委託金	2 総務費委託金	46	
		3 民生費委託金（市民課分）	46	
14	2 県補助金	2 総務費県補助金	48	
		4 衛生費県補助金（関係分）	54	
		9 消防費県補助金	60	
	3 委託金	2 総務費委託金	60	
		1 財産運用収入	1 財産貸付収入（関係分）	62
2 利子及び配当金	64			
3 基金運用収入	64			
15	2 財産売払収入	1 不動産売払収入（関係分）	64	
16	1 寄附金	2 総務費寄附金	64	
17	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金（関係分）	66	
	2 基金繰入金		66	
18	1 繰越金		66	
19	1 延滞金、加算金及び過料		66	
	2 市預金利子		66	
	5 雑入	1 雑入（関係分）	68	
20	1 市債		80	

2 歳出

款	項	目	議案頁
1	議会費		86
2	総務費	管理課分除く	88
3	民生費	1 社会福祉費 危機管理室分、男女共同参画課分及び市民課分	136
4	衛生費	1 保健衛生費 環境課分、環境モデル都市推進課分	190
		2 清掃費	212
9	消防費		300
12	公債費		374
13	諸支出金		376
14	予備費		376

3 債務負担行為関係分

4 地方債

5 一時借入金、歳出予算の流用

議案第44号 平成28年度飯田市一般会計予算(案)
付託表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	2 負担金	3 民生費負担金	22
		10 教育費負担金	24
12 使用料及び手数料	1 使用料	3 民生使用料	24
		4 衛生使用料(保健課分)	24
		10 教育使用料	26
	2 手数料	10 教育手数料	32
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	32
		4 衛生費国庫負担金	36
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	36
		4 衛生費国庫補助金(保健課分)	38
		10 教育費国庫補助金	44
	3 委託金	3 民生費委託金(福祉課分)	46
10 教育費委託金		46	
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	46
		4 衛生費県負担金	48
	2 県補助金	3 民生費県補助金	50
		4 衛生費県補助金(保健課分)	54
		10 教育費県補助金	60
	3 委託金	3 民生費委託金	62
10 教育費委託金		62	
15 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入(福祉課、学校教育課分)	62
16 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	64
19 諸収入	3 貸付金元利収入	3 民生費貸付金元利収入	66
		10 教育費貸付金元利収入	68
	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	68
		10 教育費受託事業収入	68
	5 雑入	1 雑入(関係分)	68

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	危機管理室分、男女共同参画課分及び市民課分除く	136
	2 児童福祉費		158
	3 生活保護費		180
4 衛生費	1 保健衛生費	保健課分	190
10 教育費	1 教育総務費		306
	2 小学校費		312
	3 中学校費		320
	4 幼稚園費		328
	5 社会教育費		330
	6 保健体育費		366

3 債務負担行為関係分

議案第44号 平成28年度飯田市一般会計予算(案)
付託表

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	1 分担金	6 農林水産業費分担金	20
		7 商工費負担金	24
	2 負担金	8 土木費負担金	24
12 使用料及び手数料	1 使用料	6 農林水産業使用料	26
		7 商工使用料	26
		8 土木使用料	26
	2 手数料	6 農林水産業手数料	30
		8 土木手数料	30
13 国庫支出金	2 国庫補助金	4 衛生費国庫補助金(経営管理課分)	38
		7 商工費国庫補助金	40
		8 土木費国庫補助金	40
	3 委託金	8 土木費委託金	46
14 県支出金	2 県補助金	4 衛生費県補助金(関係分)	54
		6 農林水産業費県補助金	54
		8 土木費県補助金	60
	3 委託金	5 労働費委託金	62
		6 農林水産業費委託金	62
		8 土木費委託金	62
15 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入(関係分)	62
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入(管理課分)	64
17 繰入金	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金(林務課分)	66
19 諸収入	3 貸付金元利収入	5 労働費貸付金元利収入	66
		6 農林水産業費貸付金元利収入	68
		7 商工費貸付金元利収入	68
	4 受託事業収入	6 農林水産業費受託事業収入	68
		8 土木費受託事業収入	68
	5 雑入	1 雑入(関係分)	68

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費		管理課分	88
4 衛生費	1 保健衛生費	経営管理課分	190
5 労働費			218
6 農林水産業費			222
7 商工費			250
8 土木費			270
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		374
	2 公共土木施設災害復旧費		374

3 債務負担行為関係分

議会議案検討委員会の設置について（案）

1 名称

議会議案検討委員会

2 目的

「議員提出議案の取扱いについての申合せ」に基づき、「地酒で乾杯を推進する条例」(仮称)の制定を図るため、研究と理解を深め、議案作成の作業を行う。

3 構成

- (1) 申し合わせでは、議会の会派の代表者をもって構成するとなっているが、この案件に限り、議会改革推進会議の委員をもって構成する。
(会派のぞみ4人、日本共産党1人、会派みらい1人、公明党1人、市民パワー1人)
- (2) 正副委員長は、検討委員会において互選とする。ただし、正副委員長は、申し合わせにより、他の委員会等の、委員長又は副委員長の職と兼ねることができないとしているが、議会改革推進会議の委員で構成することを鑑み、議会改革推進会議の正副委員長をもって、この検討委員会の正副委員長とする。(指名推選)

4 理事者側出席者

必要に応じて、総務部長、総合政策部長、産業経済部長及び所管する担当課長のオブザーバーとして検討委員会への出席を要請する。

5 位置付け

飯田市議会会議規則第 159 条の規定による協議又は調整を行うための場と位置づける

6 設置の期間

平成 28 年 2 月 16 日から議案を上程するまで

7 留意事項

検討委員会で協議した事項については、委員から各会派へ情報共有を図るものとする。また、会派の意見は、委員を通して検討委員会での協議に反映するものとする。

平成28年飯田市議会第1回定例会

資料番号
No. 6

会期 自 平成28年2月23日 25日間
至 平成28年3月18日
日 程 表

月	日	曜日	日 程
2	23	火	<p>開 会 平成28年2月23日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶（施政所信表明）</p> <p>日程第6 定期監査報告</p> <p>日程第7 委員長報告 リニア推進特別委員会</p> <p>日程第8 報告（3件） 報告第1号から報告第3号まで</p> <p>日程第9 議案審議 （1）即決議案（3件） 議案第1号から議案第3号まで 説明、質疑、討論及び採決 （2）委員会付託議案（54件） 議案第4号から議案第57号まで 説明、質疑及び委員会付託 （3）追加議案（ 件）（あれば） 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>日程第10 検討委員の選出 議会議案検討委員会 第1委員会室</p> <p>散 会</p>

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
2	24	水	一般質問通告締め切り	午後5時まで
	25	木	市長へ一般質問通告	午後3時まで
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月		
3	1	火		
	2	水	議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
			午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 延 会	
	3	木	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (あれば) 追加議案 (件) 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 (請願 件、陳情 件) (あれば) 委員会付託 散 会	
4	金			
5	土			
6	日			
7	月		総務委員会	午前9時 第1委員会室
8	火		社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
9	水		社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
10	木		産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
11	金		産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
12	土			
13	日			
14	月		委員会予備日	
15	火		リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
16	水			
17	木			

平成28年第2回定例会会議日程(案)

月	日	曜日	日 程	備 考
5	16	月	告示・議運（午後1時）	
	17	火	請願・陳情締切り（午後5時まで）	
	18	水		
	19	木	全協（午前10時）	
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火	開会（午前10時）	
	25	水	一般質問通告締切り（午後5時まで）	
	26	木	一般質問市長通告（午後3時まで）	
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月		
31	火			
6	1	水	議運（午前9時）・一般質問（午前10時）	
	2	木		TOJ
	3	金	一般質問（午前9時）	
	4	土		
	5	日		
	6	月		
	7	火	総務委員会（午前10時）	
	8	水	社会文教委員会（午前10時）	
	9	木	産業建設委員会（午前10時）	
	10	金	委員会予備日	
	11	土		
	12	日		
	13	月	特別委員会（午前10時）	
	14	火		
	15	水	議運（午前9時）・閉会（午前10時）	

平成28年度 議会日程 (案)

4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	金		1	日		1	水	中日議運/ 一般質問	1	金	社文委管外視察 県局長会	1	月		1	木	市長通告
2	土		2	月		2	木	TOJ	2	土		2	火	行政評価集約/ フェスタ開幕	2	金	
3	日		3	火	憲法記念日	3	金	一般質問	3	日		3	水	行政評価集約予備	3	土	
4	月	保育園入園式	4	水	みどりの日	4	土		4	月		4	木		4	日	
5	火	小中学校入学式	5	木	子どもの日	5	日	全国植樹祭	5	火	産建委管外視察	5	金		5	月	
6	水	小中学校入学式 広報委	6	金		6	月	全国市長会	6	水	産建委管外視察	6	土	りんごん	6	火	
7	木		7	土		7	火	総務委員会 全国市長会	7	木	産建委管外視察	7	日	フェスタ閉幕	7	水	中日議運/ 一般質問
8	金		8	日		8	水	社会文教委員会 全国市長会	8	金	副市長・ 総務部長会議	8	月		8	木	一般質問
9	土		9	月	広域議会議運	9	木	産業建設委員会	9	土		9	火		9	金	
10	日		10	火		10	金	委員会予備日	10	日		10	水	広域議会議運	10	土	
11	月		11	水		11	土		11	月		11	木	山の日	11	日	
12	火		12	木	北信越市長会	12	日		12	火	広域議会議管外視察	12	金		12	月	総務 委員会
13	水	全国市長会	13	金	北信越市長会 伊那谷三市連絡協 県都市監査総会	13	月	特別委員会	13	水	全国市長会 広域議会議管外視 察	13	土		13	火	社会文教 委員会
14	木	全国市長会	14	土		14	火		14	木	県議長会	14	日		14	水	社会文教 委員会
15	金	伊那谷三市 局長会	15	日		15	水	閉会日議運/閉会	15	金	県議長会	15	月		15	木	産業建設 委員会
16	土		16	月	am代表者会 pm告示・議運	16	木		16	土		16	火		16	金	産業建設 委員会
17	日		17	火	東海市市長会	17	金	議長記者会見	17	日		17	水		17	土	
18	月	総務委 管内視察	18	水		18	土		18	月	海の日	18	木		18	日	
19	火	社文委 管内視察	19	木	全協	19	日		19	火		19	金		19	月	敬老の日
20	水	産業建設 管内視察	20	金		20	月		20	水	行政評価 全常任委	20	土		20	火	委員会予備日
21	木	東海市議長会 (岐阜市) 県市長会	21	土		21	火		21	木	行政評価 予備	21	日		21	水	特別委員会
22	金	東海市議長会 (岐阜市)	22	日		22	水		22	金	伊那谷三市議員 研修	22	月	am代表者会 pm広域議会議全 協	22	木	秋分の日
23	土	飯田やまびこマーチ	23	月	広域議会議全協	23	木		23	土		23	火	告示・議運	23	金	
24	日	飯田やまびこマーチ	24	火	開会	24	金		24	日		24	水	全国都市監査総会	24	土	
25	月		25	水	通告	25	土		25	月		25	木	県市長会 全国都市監査総会	25	日	
26	火		26	木	市長通告	26	日		26	火		26	金	県市長会 全国都市監査総会	26	月	閉会日議運/閉会 行評提言
27	水	北信越議長会 (松本)	27	金	東海地区都市監 査総会	27	月		27	水		27	土		27	火	
28	木	北信越議長会 (松本)	28	土		28	火	総務委管外視察	28	木	行評シート提出	28	日		28	水	議長記者会見
29	金	昭和の日	29	日		29	水	総務委管外視察	29	金		29	月	全協	29	木	
30	土		30	月	全国市議会議長 会(東京)	30	木	社文委管外視察	30	土		30	火	開会	30	金	(仮)議会報告会
			31	火	全国市議会議 長会(東京)				31	日		31	水	通告			

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	土		1	火		1	木	市長通告	1	日	元旦	1	水		1	水	
2	日		2	水	広域議会議運	2	金		2	月		2	木	県市長会	2	木	
3	月	(仮)議会報告会	3	木	文化の日	3	土		3	火		3	金		3	金	
4	火	(仮)議会報告会	4	金		4	日		4	水		4	土		4	土	
5	水	(仮)議会報告会	5	土	(仮)議会・理事 者交流会	5	月		5	木	新年挨拶廻	5	日		5	日	
6	木	(仮)議会報告会	6	日		6	火		6	金	県局長会(仮)	6	月	広域議会議運	6	月	
7	金	(仮)議会報告会	7	月		7	水	中日議運/ 代表質問	7	土		7	火		7	火	中日議運/ 一般質問
8	土	(仮)中津川市議 交流	8	火		8	木	代表質問 一般質問	8	日		8	水		8	水	一般質問
9	日		9	水	定期監査(仮)	9	金	一般質問	9	月	成人の日	9	木		9	木	
10	月	体育の日	10	木	伊那谷三市議長 研修視察	10	土		10	火		10	金		10	金	総務 委員会
11	火		11	金	伊那谷三市議長 研修視察	11	日		11	水		11	土	建国記念日	11	土	
12	水	議運管外視察	12	土		12	月	総務 委員会	12	木		12	日		12	日	
13	木	議運管外視察 北信越市長会	13	日		13	火	社会文教 委員会	13	金	(仮)伊那谷三市 連絡協	13	月		13	月	社会文教 委員会
14	金	北信越市長会 伊那谷三市職員研 修	14	月		14	水	産業建設 委員会	14	土		14	火	代表者会	14	火	社会文教 委員会
15	土		15	火		15	木	委員会予備日	15	日		15	水	三遠南信サミット (飯田市)	15	水	小中学校卒業式 特別委員会
16	日		16	水	全国市長会 三都市監査研修会	16	金	特別委員会	16	月		16	木	告示・議運	16	木	小中学校卒業式 産業建設委員会
17	月		17	木	全国市長会 三都市監査研修会	17	土		17	火		17	金		17	金	産業建設 委員会
18	火	県市長会	18	金	三都市監査研修会	18	日		18	水		18	土		18	土	小中学校卒業式
19	水	議長フォーラム(静 岡市)	19	土		19	月		19	木		19	日		19	日	
20	木	議長フォーラム(静 岡市)	20	日		20	火	閉会日議運/閉会	20	金	(仮)飯伊議員研 修会	20	月	全協	20	月	春分の日
21	金	(仮)恵那山トシ ネル議長会	21	月	代表者会	21	水		21	土		21	火		21	火	委員会予備日
22	土		22	火	告示・議運	22	木	議長記者会見	22	日		22	水		22	水	
23	日		23	水	勤労感謝の日	23	金	天皇誕生日	23	月		23	木	開会	23	木	閉会日議運/閉 会
24	月		24	木	全協	24	土		24	火		24	金	通告ㄨ	24	金	
25	火		25	金	県市長会	25	日		25	水	(仮)県議長会 全国市長会	25	土		25	土	保育園 卒園式
26	水		26	土		26	月		26	木	(仮)県議長会	26	日		26	日	
27	木	北信越事務局会 広域議会管外視察	27	日		27	火		27	金	副市長・総務部長会	27	月	市長通告	27	月	議長記者会見
28	金	北信越事務局会 広域議会管外視察	28	月	広域議会	28	水		28	土		28	火	広域議会	28	火	
29	土		29	火	開会	29	木		29	日					29	水	
30	日		30	水	通告ㄨ	30	金		30	月					30	木	
31	月					31	土		31	火					31	金	

27 飯議第 159 号
平成 28 年 2 月 12 日

飯田市議会

議長 木下 克志 様
議会運営委員会
委員長 清水 勇 様

議会改革推進会議
委員長 原 和世

代表質問・一般質問におけるパネル使用について（最終答申）

平成 26 年 10 月 23 日に諮問いただいたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

代表質問・一般質問におけるパネル使用について

(1) 使用目的について

(理事者側への説明資料の一つか、ケーブルテレビ等を通して市民への説明に資するか、その両方なのか。)

(2) 何をもって（例えば、数値やグラフをパネル化するなど限定か、内容は自由とするか。また、パネルの大きさや数等は）

(3) パネル使用を①認める。→(4)の項目を調査審議されたい

②認めない。→問題点を明らかにされたい

(4) パネル使用を認めた場合

①掲示にあたり補助者をつけることの可否

②許可とするか否か。またその手続きは

③関連質問について、使用を認めるか、認めないか

④その他事項(執行機関側に対する検討やケーブルテレビの放映方法)

2 中間答申で改めて検討が必要とした項目

(1) パネルの作成について

(2) パネル使用の基準

(3) 資料の配布について

(4) 実施した後の検証時期

(5) 会議録におけるパネルの取扱い

3 答申内容

上記諮問事項及び中間答申で改めて検討が必要とした項目を踏まえて、代表質問・一般質問におけるパネル使用について、下記「飯田市議会パネル取扱要綱(案)」として、まとめた。

なお、諮問事項(4)④その他事項(執行機関側に対する検討やケーブルテレビの放映方法)については、使用例がないため確認できていない。要綱案の附則2(検討)のとおり、施行後1年を目途として、パネルを使用していく中で検討を加え、議会運営委員会において見直しを行うものとする。

飯田市議会パネル取扱要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、議会が言論の府であることに鑑み、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、発言を補完するためパネルを提示して使用することに関する手続等を定めることにより、議会における適正なパネルの利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パネル」とは、板状の物に、発言に関する理解を高めるための写真、表、グラフ、文字等を記載したものをいう。

(パネルの使用)

第3条 飯田市の議会の議員(以下「議員」という。)は、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、議長の承認を得たときに限り、パネルを使用することができる。

2 関連質問においては、パネルを使用できない。

(使用に際しての基本的留意事項)

第4条 パネルの使用は、次に掲げる事項に留意してなされなければならない。

(1) パネルを使用しなければ伝わらない内容がある場合に限り、必要最小限の範囲でなされること。

(2) 発言の内容について、質問の相手方である執行機関及び市民の理解を高めるために、あくまでも説明の補助手段として用いるものであること。

(パネルの使用に係る制限等)

第5条 使用できるパネルの大きさ及び数は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、日本工業規格A列2番以上同A列1番以下とする。

(2) 1人が1日に使用できる数は、5枚以下とする。

2 使用するパネルの内容については、使用しようとする議員において、次の事項について確認がなされており、問題がないといえるものでなければならない。

- (1) 出典
 - (2) パネルとして使用することについて許諾が必要な場合は、許諾を得ている等パネルの使用が著作権その他の知的財産権を侵害するものでないこと。
 - (3) 肖像権に関すること。
 - (4) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、パネル等の内容が個人又は団体の権利利益を侵害するものでないこと。
 - (5) 広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含まないこと。
 - (6) 国が行う政策又は政党の政策の批判を目的とする内容を含まないこと。
- 3 パネルを使用しての発言に際しては、口頭でその記載内容を説明する等により、パネルを見なくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにしなければならない。

(パネル使用の手続)

第6条 パネルを使用しようとする議員は、パネルを使用しようとする一般質問又は代表質問の通告を行う際、次の各号に定めることを行うことにより、議長の承認を求めなければならない。

- (1) 次の事項を議会事務局に申し出ること。
 - ア パネルを質問のどの部分で使用するか
 - イ 前条第2項に規定する事項についての問題の有無
 - (2) 使用するパネルを日本工業規格A列4番の大きさに縮小したものを議会事務局に提出すること。
- 2 議長は、申出のあったパネルについて、その使用を承認するか否かを質問の通告の締切りの翌日までに決定し、及び申し出た議員に伝えるものとする。
- 3 前項の承認の決定を受けたパネルの内容は、変更することができない。ただし、次のいずれかに該当する変更は、議長の承認を得て行うことができる。
- (1) 字句の誤りの修正、出典等表示の追加
 - (2) 前号に掲げるもののほか、軽微な修正として議長が認めるもの
- 4 第2項の承認の決定を受けたパネルの使用を取りやめるときは、その理由を明らかにして、議長に申し出るものとする。

(使用の承認の基準)

第7条 議長は、申出のあったパネルの内容又はその使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

- (1) 第4条又は第5条の規定に照らして適当でないとき。
- (2) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、議会の規律の維持若しくは品位の保持又は議場の秩序の維持のため適当でないとき。

(提示する場所等)

第8条 パネルの提示は、議長が指定する場所及び向きで行わなければならない。

(補助者)

第9条 パネルを使用する議員は、議長の承認を得て補助者に提示等使用に必要な事項を行わせ、又は自らの使用の補助をさせることができる。

2 前項の補助者は、議員とする。

(資料の配布)

第10条 パネルを使用する議員は、同じ内容の資料を会議に出席する執行機関及びその職員に配布するものとする。

(作成時の留意事項)

第11条 パネルの作成に際しては、次のとおりとする。

(1) 議員が自ら作成すること。

(2) 議員は、執行機関又はその職員に、パネルの作成のための資料提供その他の要求を行わないこと。

(3) 議会事務局の職員は関与しないこと。

(4) 第1号の規定にかかわらず、前2号のいずれにも該当するときは、議員は、他の者に作成を請け負わせることができること。

(5) パネル及び資料の作成費として政務活動費を充てることができること。

(会議録における取扱い)

第12条 会議録には、パネルの使用がなされた旨を表記するものとし、当該パネルの写しの記載等を行わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、一般質問又は代表質問におけるパネル使用に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(検討)

2 この要綱は、施行後1年を目途として、規定の内容について検討を加え、議会運営委員会において見直しを行うものとする。

代表質問又は一般質問におけるパネル使用に関する取り扱い の申合せについて

代表質問又は一般質問におけるパネル使用に関する取り扱いについて、下記のとおり申し合わせる。

平成28年2月16日

議会運営委員会 委員長 清水 勇

記

- 第1 代表質問又は一般質問におけるパネル使用については、飯田市議会パネル取扱要綱を定め、平成28年2月16日から施行する。
- 第2 第6章発言第1節発言(2)の申合せ中、ただし書きを削除する。
- 第3 第10章委員会等第1節通則(1)の申合せ中、ただし書きを削除する。

(※参考)

第6章 発言

第1節 発言

(2) 理事者側と討議し、又は説明をする際における資料の取扱いについては、当面現行どおりとする。ただし、パネルの導入については多くの問題があり、時期尚早であるため、導入を見送る。

第10章 委員会等

第1節 通則

(1) 理事者側と討議し、又は説明をする際における資料の取扱いについては、当面現行どおりとする。ただし、パネルの導入については多くの問題があり、時期尚早であるため、導入を見送る。

28議会改革提案第1号 飯田市議会災害対応指針の制定について

このことについて、下記のとおり制定したいので、議会改革運営ビジョン（平成24年3月22日決定）の規定により、議会運営委員会の決定を求める。

平成28年2月16日提案

議会改革推進会議

記

飯田市議会災害対応指針(案)

1 目的

近年の風雨災害は、その規模と破壊力において地域社会にとって大いに脅威となってきており、本市においても昭和58年の豪雨災害以降、地域社会に重大な影響を及ぼす規模の災害は発生していないものの、いつ発生するともわからないのが現実である。

また、地震災害において南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70パーセント以上ともいわれ、伊那谷直下型地震においても甚大被害の発生が懸念されている。

しかしながら、行政側の災害対応計画は定められているものの、議会には大規模災害時における議会の機能を果たすための行動計画は定まっておらず、議会独自の対応指針策定が求められていた。

これらのことから大規模災害などの発生時において、被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすための災害対応指針を定めることとした。

2 基本方針

- (1) 飯田市災害対策本部等が迅速かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力と支援を行う。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組を支援する。
- (3) 広域的な支援又は受援態勢が必要と判断されたときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 大規模災害時にあっては、理事者、議員、職員、又は庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

3 組織体制

(1) 災害対策会議の設置

議長は、飯田市災害対策本部が設置されたときは、災害状況により飯田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害対応に関する事務を統括する。災害対策会議には部会を置くことができる。

(2) 災害対策会議の編成

災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び会派代表者をもって組織し、会議は議長が招集する。議長に事故あるときの職務代理者は副議長、議会運営委員長、常任委員長、会派代表者の順とする。議長は、必要により災害対策会議に議員の参集を求めることができる。

(3) 災害対策会議の部会編成

部会は、常任委員会単位とし、災害に関連し所管する事項について、災害状況に応じた情報収集と飯田市災害対策本部への提言について取りまとめる。

4 所掌事務

(1) 情報収集

議長は、飯田市災害対策本部が設置されたときは、議員からの情報を基に相互の情報共有及び情報交換を行う。議員に対しては収集した災害情報を提供する。

(2) 要望、提言

議長は、災害対策会議を窓口として市当局が災害対応に専念できるよう、市当局への市民からの要望、提言を取りまとめる。

(3) 視察対応

議長は、飯田市災害対策本部からの要請に基づき、視察対応に協力する。

5 議会事務局の役割

議会事務局は、議長の指示により災害対策会議の事務を補佐する。

6 災害発生時における議員の行動基準及び議会の対応

(1) 議員は、自身の安否について、次の場合に議会事務局に連絡する。

- ① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 飯田市からの情報により、飯田市災害対策本部の設置を知ったとき。

(2) 災害発生後の経過期間に応じた対応は、次のとおりとする。

【初動期】（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

① 議員の行動基準

ア 議員は、自身の安全を確保したうえで、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導及び救援・救護活動に可能な限り協力する。

② 議会の対応

ア 議会事務局は、議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。

イ 議長は、3(1)により、災害対策会議を設置するとともに、必要な議員の参集を求める。

ウ 議長は、必要と認めるときは、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

【初動期経過後】

① 議員の行動基準

- ア 議員は、議会事務局に自らの所在を明らかにし、連絡態勢を確立する。
- イ 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、速やかに議長（災害対策会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組が円滑に行われるよう協力する。
- ウ 議員は、災害対策会議の決定に基づき災害状況等の調査を行い、議長（災害対策会議）に調査結果を報告する。

② 議会の対応

- ア 議長は、被災情報を収集・整理し、飯田市災害対策本部に提供する。
- イ 議会事務局は、飯田市災害対策本部からの情報を速やかに正副議長に報告する。
- ウ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報を的確に提供する。
- エ 議長は、災害状況により災害対策会議を開催し、必要な議員の参集を求める。
- オ 議長は、被災の実情を踏まえ、災害対策会議に設置された各部会に対し、復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等の調査を指示し、結果を取りまとめる。この場合において議長は、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- カ 議長は、調査結果を市長又は飯田市災害対策本部に提言する。
- キ 議長は、通常の議会機能が回復したときは、災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。飯田市災害対策本部が閉鎖されたとき、又は議会内に特別委員会が設置されたときも同様とする。
- ク 議長は、特別委員会が設置されたときは、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果を市長又は飯田市災害対策本部に提言する。

7 その他

- (1) 議員改選期において、議会構成が決まらない時期に災害が発生し、災害対策会議を設置する必要性が生じたときは、議会事務局長が、会派代表者又は在籍年数の長い議員を数名招集し、議員相互による話し合いにより対応を決めることとする。
- (2) 災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。

8 施行期日

- (1) この指針は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。
- (2) 飯田市議会災害対応に関する申し合わせ（平成 7 年 5 月 29 日 議会運営委員会決定）は廃止する。

代表質問及び関連質問の運用について

各党派検討結果 平成28年2月3日現在

	1 代表質問における一括質問・一括答弁を質問台ではなく、議長席前演台を設け、そこで行ったかどうか。		2 関連質問を自席で行っているが、これを質問台に変更したかどうか。質問台で行うか・行わないか。	3 関連質問を一問一答方式に変更したかどうか。			
	(1) 行うか・行わないか。	(2) 行うとした場合、演台(質問台)をどうするか。		(1) 検討をはじめめるか、はじめないか	※参考 (2) 検討を行うなら検討内容は。 ア 一問一答方式とするか、しないか。 イ 関連質問を一問一答方式とした場合、その時間をどうするか。	※参考 (3) 検討する機関をどうするか。	
会派のぞみ	・行わない。 ただし、新たな演台の設置は検討してもよいのではないか。		・質問台で行う。	・検討をはじめめる。 議会改革推進会議で検討をしたかどうか。			・議会改革推進会議
日本共産党	・行わない。 移動時間は省いた方がよい。		・質問台で行う。 残時間の確認のため。	・検討をはじめめる。 一問一答になじんで来ている。	一問一答方式	・質問・答弁併せて定める。 ・30分 できれば、質問時間のみの方が良いが、技術的に難しいと思うので、質問・答弁時間とする。	・議会改革推進会議 議会改革の検討のため。
会派みらい	・行う。 演台は発言席という意味合いではなく演説を行う場である。演説とは、議会や民衆などの聴衆の前で自分の主義・主張や意見を述べることであり！会派を代表して主張を演ずるという意味で代表質問の場としてふさわしい。	・もう一つ準備する。 費用が掛かるが代えがたい事項。	・質問台で行う。 発言を重視すればそうなる。	・検討をはじめめる。 発言・答弁がわかりやすい。	・一問一答方式 合議制を尊重	・質問時間のみを定める。 ・10分	・議会運営委員会 議会制度のため。
公明党	・行わなくても良いと思うが、再考の可能性あり。 市民へのアピールということならICTVの画面上はどちらで話しても変わらない。 二元代表制ということで対面式とした経過から。もう一つ演台を作っても変えなければならぬとは思えない。		・質問台で行う。 特別な理由はないが、一般質問や代表質問と合わせても良いのではないか。	・検討をはじめめる。 一問一答方式に慣れてきたこと。また、関連質問ということからも質問内容を深められる。ただ、市側に考えを聞いたほうがよいか。	一問一答方式	・質問・答弁併せて定める。 ・20分 代表質問に対する関連質問という性格から質問答弁併せて時間を定める方がよい。	・議会改革推進会議 一問一答形式への検討を議会改革の流れの中で検討してきた経過から。
市民パワー	・行わない。 ①左右対面方式で行うとした当初の目的と意図から行わない。 ②新たな演台を作製する費用が、年1回の代表質問のみでの使用する機会に対し、費用対効果に問題がある。		・質問台で行う。 ①代表質問の関連であることから、質問席が良い。 ②残時間の表示がわかりやすい。	・検討をはじめめない。 従来通りで問題はない。			

資料番号
No. 11